

---

---

## 組合職員俸給規程

---

---

- 第 1 条 この規程は、組合同約第 4 2 条に基づき、キリンビール健康保険組合の職員の俸給に関する事項を規定する。
- 第 2 条 俸給は給料及び臨時の手当とする。
- 第 3 条 給料は月給制とする。
- 第 4 条 事故により長期に亘り勤務に服することが出来なかった場合には給料の支払を減額または停止することがある。
- 第 5 条 給料は毎月 2 5 日に支払う。
- 第 6 条 給料は通貨で直接本人に全額を支払う。ただし、法令に定められたものは給料より控除する。
- 第 7 条 必要と認められた時昇給を行なう。
- 第 8 条 臨時の手当は年 2 回支給する。
- 第 9 条 この規程に定められていない事項で必要なことはその都度理事会が定める。

### 附 則

- この規程は、昭和 3 3 年 2 月 2 6 日より施行する。
- 第 1 条の変更は、昭和 3 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 1 条の変更は、昭和 5 0 年 9 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の変更は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の変更は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。